

Ⅱ. 窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

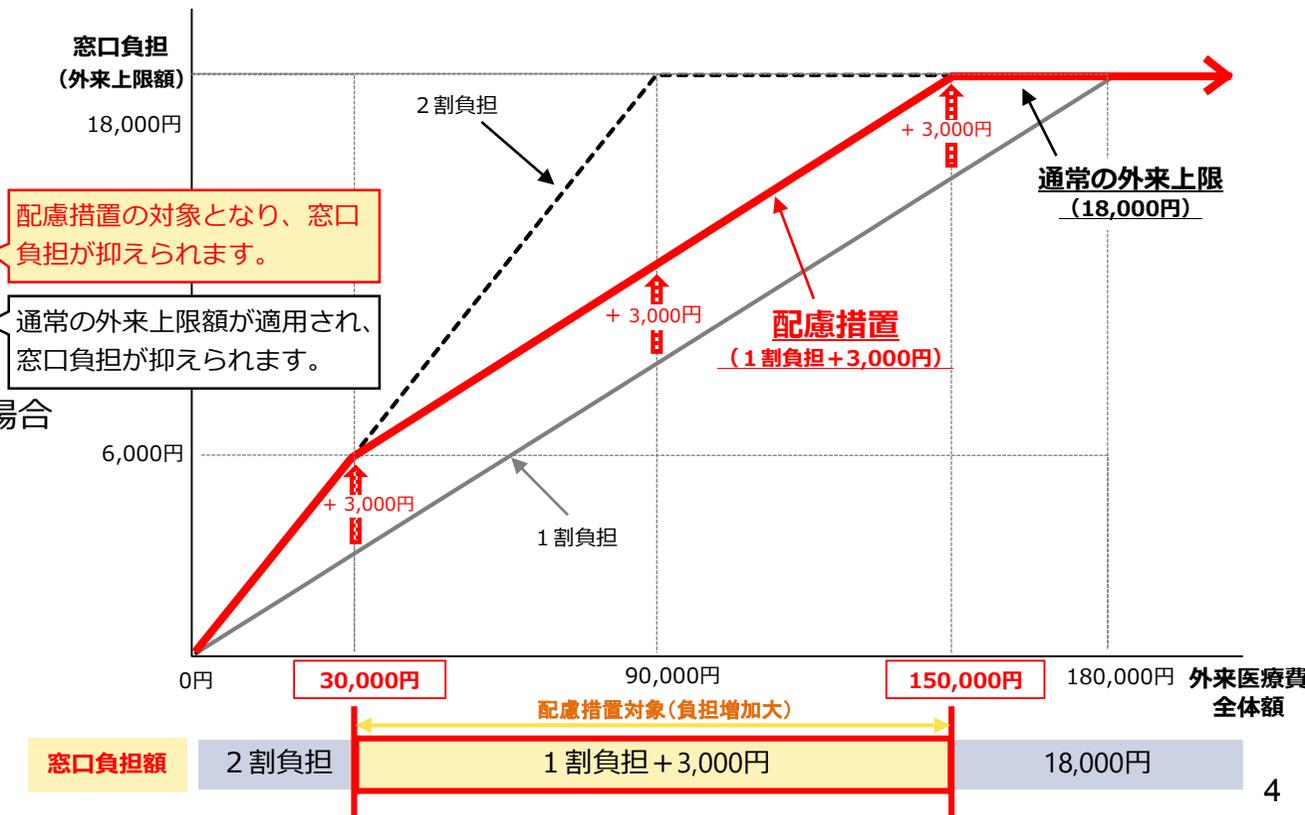
配慮措置の概要

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。
- 具体的には、1割負担の場合と比べたときの1か月分の負担増が最大3,000円となるように、窓口負担上限額を「1割負担+3,000円」※1又は「18,000円」※2のいずれか低い額とします。

※1 6,000円+（医療費-30,000円）×0.1

※2 通常の高額療養費制度における2割負担対象者の外来医療での自己負担上限額（通常の外来上限）

| 外来医療費全体額 | 1ヶ月の外来の診療報酬点数(合計) | 窓口負担額(合計) |
|----------|-------------------|-------------|
| ～3万円 | ～3,000点 | 2割負担 |
| 3万円～15万円 | 3,000～15,000点 | 1割負担+3,000円 |
| 15万円～ | 15,000点～ | 18,000円 |



例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

| | |
|---------------|---------|
| 窓口負担割合1割のとき ① | 5,000円 |
| 窓口負担割合2割のとき ② | 10,000円 |
| 負担増 ③ (②-①) | 5,000円 |
| 窓口負担増の上限 ④ | 3,000円 |
| 払い戻し等 (③-④) | 2,000円 |